

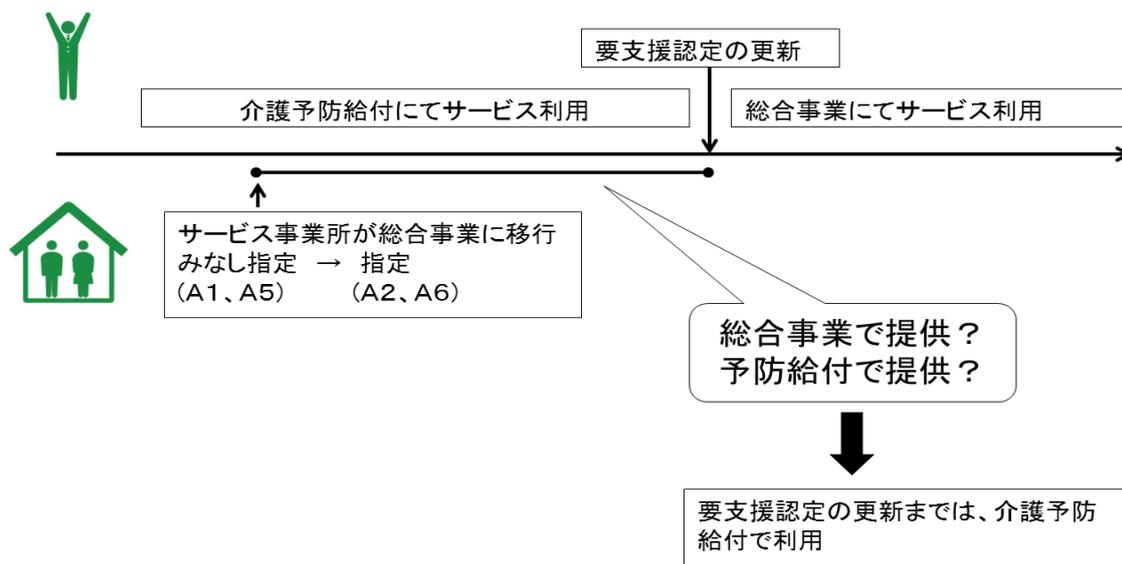
6 サービス報酬

Q6-1

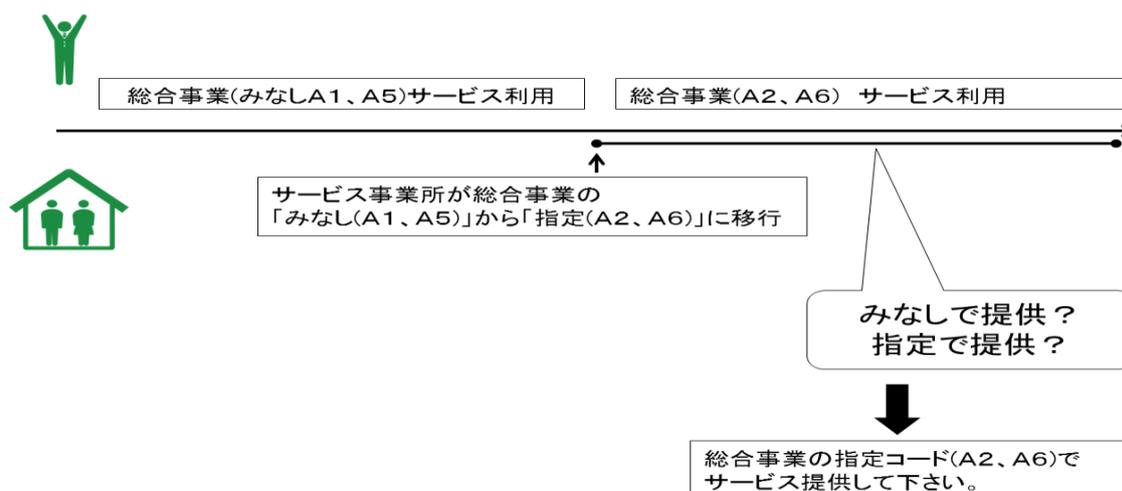
「総合事業への移行は要支援認定の更新者から順次」と理解していましたが、要支援認定の更新前にサービス提供事業所がみなし指定(A1、A2)から本指定(A2、A6)に移行した場合は、介護予防給付と総合事業のどちらでサービス提供したら良いのでしょうか？

介護予防給付から総合事業への移行については、要支援認定の更新者から順次移行して下さい。

[ケース1]



[ケース2]



Q 6-2

介護予防通所介護サービス(A 5)について、本来は月額単価ですが、回数単価である「通所型サービス1回数(A51113)、通所型サービス2回数(A51123)」で請求する場合は、月額単価の加算を請求できますか。

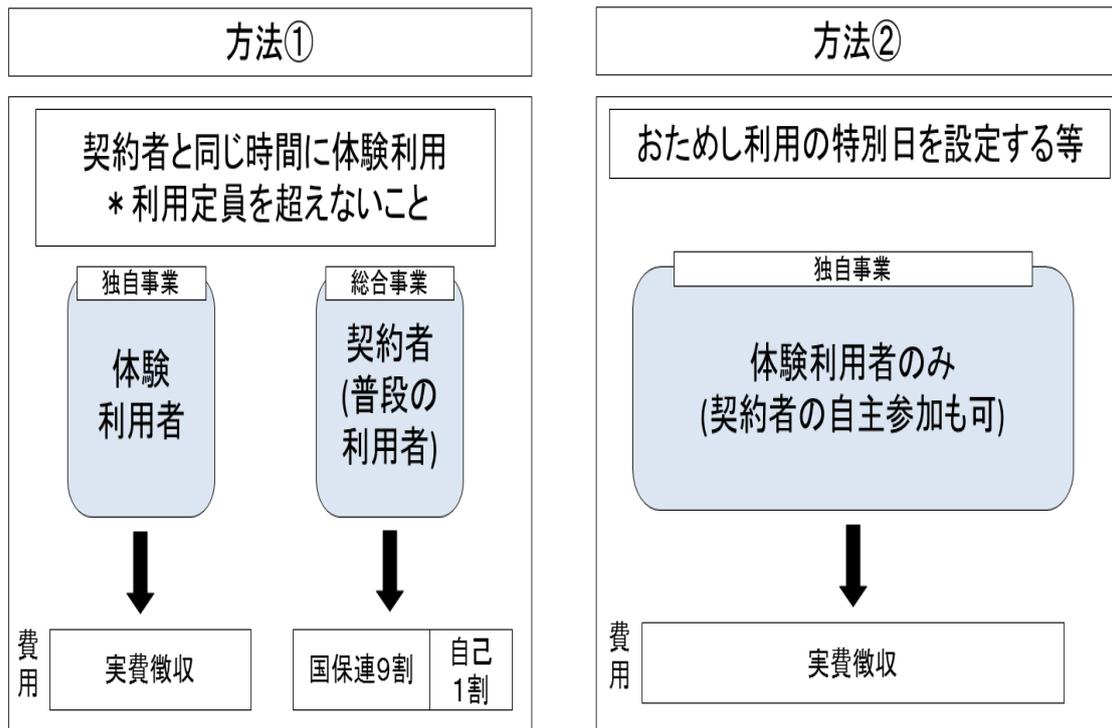
各加算の要件を満たしていれば月額単価で請求できます。

日割り請求コードの無い加算は介護予防通所介護と同様の取扱いです。

Q6-3

総合事業の介護予防通所介護サービス、運動器機能向上通所サービスを体験利用したい方がいます。体験利用の場合、利用料金の請求はどの様に整理したら良いでしょうか。無料として良いでしょうか。

体験利用の実施方法は下記の2種類が考えられますので、事業所の判断で実施して下さい。なお、見学については事業所にて適宜受け入れ可能です。



[根拠]

北上市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営基準等要綱(介護予防通所介護も同様規定あり)

利用料の受領 第47条の2

指定介護予防通所介護サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護サービスに係る第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

第6章 運動器機能向上通所サービス

第65 (中略)第47規定は指定機能向上サービスの事業について準用する。

Q6-4

サービスコード表では、同じサービスでも、「事業対象者・要支援1」と事業対象者・要支援2」があります。「事業対象者」に対してどちらの単価を用いればよいのでしょうか。基準はあるのでしょうか。（サービス事業者より地域包括支援センターに問い合わせがありました。）

また、これは包括支援センターで判断しなければならないのでしょうか。

1 単価の適用については次のとおりとします。

- ① 原則として、「事業対象者」は「要支援1認定者」の状態像と同程度とみなします。つまり「事業対象者・要支援1」の単価を適用します。
- ② 例外として、短期間であれば「事業対象者」に「事業対象者・要支援2」の単価を適用できることとします。短期とは概ね3月～6月を指します。

【理由】

①について

- ・介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインやQ&A集における給付管理の上限額を勘案すると、当該制度は「事業対象者」の状態像を要支援1相当と想定していると考えられるため。
- ・実務的に介護支援専門員がケアマネジメントの課程で「事業対象者の状態像を要支援1相当か2相当か判定するのは困難であるため。

②について

- ・総合事業は、要支援相当の高齢者が簡易、迅速にサービスを利用することを目的にしており、心身機能の低下が著しいとしても介護認定を待たずに早く総合事業のサービスを利用することが望ましい場合があると考えられるため。
- ・基本的には事業対象者は「要支援1認定者」の状態像と同程度とみなすので、長期に「要支援2」の単価を適用するのであれば、介護認定を受けることが妥当であるため。

2 「事業対象者・要支援2」の単価を適用することについては、地域包括支援センターの判断にお任せします。

なお、このような要支援2相当の単価を適用した場合は、どのような事例が該当するのか把握しますので、長寿介護課包括支援係に連絡願います。